

# Smart Data Platform サービス利用規約 共通編【現改比較表】 2022年11月1日現在

～2022年10月31日

2022年11月1日～

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

料金表

第2表 手続きに関する料金

1 適用

(1) 当社は、第20条の2（その他の料金等の支払義務）第1項第1号に規定する手続きに関する料金を次表のとおり定めます。

区分	内容
<a href="#">譲渡承認手数料</a>	<a href="#">利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</a>
(略)	(略)

(2) (略)

2 料金額

料金種別	単位	料金額
<a href="#">譲渡承認手数料</a>	<a href="#">1の契約ごとに</a>	<a href="#">800円</a> <a href="#">(880円)</a>
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編

料金表

第2表 手続きに関する料金

1 適用

(1) 当社は、第20条の2（その他の料金等の支払義務）第1項第1号に規定する手続きに関する料金を次表のとおり定めます。

区分	内容
(略)	(略)

(2) (略)

2 料金額

料金種別	単位	料金額
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		

[附則（令和4年10月19日 C N Sデ第00974949号）](#)

[（実施期日）](#)

[1 この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。](#)

[（経過措置）](#)

[2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。](#)

[3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。](#)